

期間限定

手数料が1通10円!

住民票の写しなど

証明書のコンビニ交付

3月から
開始!

取得できる証明書

- ・住民票の写し(本人および同一世帯員分)
- ・印鑑登録証明書(本人分のみ)
- ・課税・非課税証明書(本人分・現年度分のみ)

●交付手数料

10円／1通(2027年3月1日以降は100円／1通)

※役場などの窓口での発行は250円／1通

●コンビニ交付時に必要なもの

- ・マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)またはスマホ用電子証明書を搭載済みのスマートフォン
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)
- ・手数料

●利用可能時間 午前6時30分～午後11時

※システムメンテナンス日を除く

問い合わせ

- ・マイナンバーカード、住民票の写し、印鑑登録証明書に関するご相談 住民課 内線157
- ・課税・非課税証明書に関するご相談 税務課 内線112



マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどで印鑑登録証明書、住民票の写しおよび課税・非課税証明書を取得できるコンビニ交付を、3月から開始します。外出先や休日でも、コンビニ交付に対応したマルチコピー機(多機能端末機)があるコンビニエンスストアなどで各証明書を取得することができますので、ぜひご利用ください。

注意事項

- ・コンビニ交付により取得した証明書は、交換や返金などの対応はできません。誤操作などにご注意ください。
- ・住民票の発行制限などの申請をしている場合、コンビニ交付はできません。
- ・戸籍関係書類は対象外です。戸籍関係書類の発行は、役場や行政サービスコーナーの窓口をご利用ください。
- ・コンビニ交付で、課税・非課税証明書が取得できるのは、賦課期日(毎年1月1日)および発行日当日において、町内に住民登録があり、所得税または町民税の申告をしている方(給与または年金の支払報告書が町に提出されている場合を含む)に限ります。
- ・申告などにより、課税内容に変更が見込まれる場合は、税額が決定されるまでの期間、証明書は発行されません。発行の時期については、税務課までお問い合わせください。
- ・マイナンバーカードの交付直後や、転入などの住所の変更直後、戸籍の届出直後などは、新しい情報がシステムに反映されるまでの数日間、コンビニ交付が利用できない場合があります。



森岡小2年

平井
杏奈



町最優秀
作品

森岡小5年

平井
小遙

町選挙管理委員会と町明るい選挙推進協議会が、町内の小中学生の皆さんから募集し、次の2点が町の優秀作品に、そのうち1点が最優秀作品に選ばれました。(敬称略)

問い合わせ

町選挙管理委員会事務局
(町行政課内) 内線245

明るい選挙啓發ポスター 優秀作品

明るい選挙啓發ポスター作品展

応募いただいた全作品を展示します。ぜひご覧ください。

- とき 2月9日(月)～20日(金)
- ところ 役場1階ロビー

